

2022年1月吉日

お客様各位

株式会社福島銀行

投資信託「NISA口座」のみなし廃止措置の実施について

福島銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて弊行では、2021年12月、弊行ホームページでご案内させていただきましたとおり、その開設されているNISA口座が2021年末時点で以下の要件(①かつ②)に該当するお客さまにつきまして、2022年1月1日をもって、お客さまのNISA口座をみなし廃止させていただきましたので、ご案内いたします。

<NISA口座をみなし廃止させていただくお客さまの要件>

- ① お客さまの弊行NISA口座において、2021年末時点で2017年分の非課税枠(非課税管理勘定)が設定されている。
- ② 2018年分以降の非課税管理勘定あるいはつみたてNISAの設定をされていない。

お客さまが2021年末時点でNISA口座において保有されていた投資信託の残高は、お客さまの特定口座(特定口座を保有されていない方は一般口座)に移管させていただいております。ご確認ください。

また、みなし廃止されたお客さまが改めてNISA口座の開設を希望される場合には、下記のお手続きにより再開設することができます。

記

◎NISA口座の再開設を希望される場合のお手続き

お取引店にて以下の書類(営業店にて用意しています)をご提出ください。

| 提出書類 | ご持参していただくもの |
|--|--|
| ・非課税口座開設届出書 ・NISAに係る説明事項ご確認書 (第二勘定設定期間用) | ・個人番号カード ・本人確認書類(運転免許証等) ・投資信託口座のお届印 |

※他金融機関で2021年分のNISA口座(一般NISAやつみたてNISA)をお持ちの方は、上記に加え、その金融機関が発行する「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」を持参ください。

その他、ご不明な点等がございましたら、お取引店もしくは事務部までお問い合わせください。

以上

<お問い合わせ先>

株式会社福島銀行事務部

フリーダイヤル：0120-37-1422

受付時間平日午前9時～午後5時